

# 提供命令申立書

(ログイン型、第1事件なし、イ号限定)

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

提供命令申立事件

当事者の表示……………別紙当事者目録に記載

手続規則4条2項に係る事件……………東京地方裁判所令和●年(発着)第●号

## 第1 申立ての趣旨

別紙主文目録記載の裁判を求める

## 第2 申立ての原因

### 1 提供命令の申立ての原因

#### (1) 本案係属要件

本件申立に先立ち、申立人は、相手方に対し、上記、発信者情報開示命令の申立てをしたが、相手方は投稿者と通信役務提供契約を締結しておらず、他の開示関係役務提供者が介在するとの主張だった。

#### (2) 必要性要件

そのため、申立人としては、別途、他の開示関係役務提供者に対する発信者情報開示請求が必要となる。

ところが、接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは3～6か月程度である（甲●）。

(3) 小括

したがって、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため」（法15条1項）、早期に他の開示関係役務提供者の名称等につき提供を受ける必要がある。

2 結論

そこで、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律15条1項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、提供命令を申し立てる。

以上

証拠方法

証拠説明書に記載

附属書類

- 1 申立書の写し ..... 1 通
- 2 甲号証写し ..... 各 1 通
- 3 証拠説明書 ..... ●通

(別紙) 主文目録

- 1 相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報のうち、相手方が保有するものにより特定した、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）を書面又は電磁的方法により提供せよ。
  
- 2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載 2 の各情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

(別紙) 発信者情報目録

1 別紙投稿記事目録記載の以下の情報

- (1) IP アドレス
- (2) 接続日時 (JST)

2 別紙投稿記事目録記載の IP アドレスを同目録記載の接続日時(JST)に使用し、同目録記載の接続先 IP アドレスのいずれかに接続した通信に関する以下の情報

- (1) 移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号。
- (2) SIM 識別番号。
- (3) SMS 電話番号
- (4) 利用管理符号。

(別紙) 当事者目録

〒●

申立人 ●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

メールアドレス ●

申立人手続代理人弁護士 ●

〒●

相手方 ●

上記代表者代表取締役 ●

(別紙) 投稿記事目録

番号	1
閲覧用 URL	
接続日時 (JST)	
IP アドレス	
接続先 IP アドレス	

令和●年（発子）第●号 発信者情報開示命令申立事件

申立人 ●

相手方 ●

## 訂正申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

頭書事件の発信者情報目録を別紙のとおり訂正します。

以上

(別紙) 発信者情報目録

1 別紙投稿記事目録記載の以下の情報

- (1) IP アドレス
- (2) 接続日時 (JST)

2 別紙投稿記事目録記載の IP アドレスを同目録記載の接続日時(JST)に使用し、同目録記載の接続先 IP アドレスのいずれかに接続した通信に関する以下の情報

- (1) 移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号。
- (2) SIM 識別番号。
- (3) SMS 電話番号
- (4) 利用管理符号。